

名古屋市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

## 名古屋市条例第2号

### 名古屋市印鑑条例の一部を改正する条例

名古屋市印鑑条例（昭和46年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、登録を受けた者が、次に掲げる方法のいずれかにより第1項の申請をするときは、登録証を添えることを要しない。
  - (1) 個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下この号及び次号において同じ。）を添える方法
  - (2) 個人番号カード又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備

用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれているものに限る。) を用い、本市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。) と電気通信回線で接続した通信端末機器を使用する方法

- (3) 個人番号カード(公的個人認証法第3条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書が記録されているものに限る。) を用い、名古屋市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和3年名古屋市条例第58号)第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法

#### 附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。